

平成27年度事業計画

産業廃棄物の処理施設の整備に必要な資金の融通の円滑化、産業廃棄物の処理に係る事業の振興及び事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための自主的な活動を推進するため、下記の事業を行う。

I 債務保証事業（公1）

1. 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律に基づく特定施設の整備事業に関わる債務保証の申し出に対しては、従来からの方針通り積極的な対応を図る。
2. 民間処理業者が行う産業廃棄物処理施設の近代化・高度化等に関わる債務保証の申し出に対しては、外部専門家を活用して
 - ①経営及び事業収支性調査、②技術調査、③社会・公共性及び市場調査を実施し、
 - ア. 事業収支計画・返済財源の妥当性
 - イ. 投資規模の妥当性及び金融機関の支援姿勢など、十分な審査を行うことにより、質の高い産業廃棄物処理施設の建設推進と健全な処理業者の育成に資する運営を行う。
3. 既往債務保証先については、営業報告書の分析チェックと計画的に実施するフォロー訪問調査の結果を踏まえて、債権分類の見直しを行い債権管理の徹底を図る。
なお、フォロー訪問調査には、必要に応じて外部専門家に参加を依頼する。

II 助成事業（公2）

産業廃棄物の処理に関する新しい技術の開発や技術開発による起業化など、新規事業に努力している産業廃棄物処理業者及び「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」並びに「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に係る認定研究開発事業者に対して、技術開発及び処理技術研究開発による起業化並びに高度技術を利用した減量化・再生処理施設の設置などに必要な資金を助成する。

III 振興事業（公3）

1. 産業廃棄物処理業優良化推進事業
平成23年度より始まった「優良産廃処理業者認定制度」について、引き続き、優良業者としての認定を受ける処理業者が増大するよう、講習会等を通じて全国的普及に注力する。
情報開示システムを用いた情報公開の普及を図り、優良認定を目指す処理業者を支援するとともに、排出事業者等が情報内容をより円滑に把握し、処理を委託

する業者の選定が容易になるようにシステムの改善や啓発活動等に努める。

また、本事業の実施に当たっては、引き続き（公社）全国産業廃棄物連合会、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターとの連携並びに（一社）日本経済団体連合会等との協力により推進する。

2. 人材開発事業

昨年度に引き続き、産業廃棄物処理業の経営者並びに管理者層を対象に「産業廃棄物処理業経営塾」を開講し、次代の産業廃棄物処理業・資源循環業の中核的担い手となるべき人材の育成に努める。

3. 産業廃棄物処理関連調査

公共関与による施設整備の確保方策等についての調査検討、産業廃棄物の適正管理に関する調査検討及び我が国循環産業の海外展開の可能性に関する調査検討等を行う。

また、平成25年度に水銀条約が採択・署名されたことを受け、条約発効後の我が国の水銀廃棄物を環境上適正な管理のもと処理するため、水銀含有廃棄物の回収率を向上するための方策や、長期に安全に保管するための体制等、関連する情報や知見の収集・検討を行う。

IV 適正処理推進事業（公4）

1. 不法投棄等産業廃棄物適正処理推進等事業

（1）廃棄物処理法に基づく産業廃棄物不法投棄等の支障除去等支援業務（7／10支援事業）

平成9年改正廃棄物処理法の施行日（平成10年6月17日）以後に不法投棄・不適正処理された産業廃棄物について、その撤去等支障除去措置を講じようとする都道府県等から協力要請があったときは、適正処理推進基金（国の補助金及び産業界等からの拠出金で造成）により協力を行う。

また、平成28年度以降の新しい支援のスキームについては、環境省と連携し、適正処理推進センター業務の円滑な事業の継続を図る。

（2）産廃特措法に基づく産業廃棄物特定支障除去等支援業務（産廃特措法支援事業）

平成9年改正廃棄物処理法の施行日前（平成10年6月16日以前）に不法投棄・不適正処理された産業廃棄物について、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（「産廃特措法」）」に規定する特定支障除去等事業を実施する都道府県等から協力要請があったときは、適正処理推進基金（国の補助で造成）により必要な協力を行うとともに、起債事業についても必要な協力を行う。

(3) 不法投棄防止対策等推進事業

1) 不法投棄未然防止対策業務

不法投棄未然防止対策等の検討及び事業者の自主的な活動に資するため事業者等に対する助言、指導、情報の提供を行う。

2) 不法投棄等事案対応支援業務

都道府県等からの要請により、具体的不法投棄等事案への対応に関し、法律・企業会計・対策工法等の専門家から成るチームを編成して適宜現場に赴き、対応策について助言等の支援を行う。

また、産廃特措法事案については、財団職員が適宜現場に赴き、対応策について助言等の支援を行う。

3) 不法投棄防止セミナー支援業務

環境省の各地方環境事務所が開催する都道府県等担当職員向けの不法投棄防止セミナー等について支援する。

4) 循環型社会形成推進科学研究費補助金等による支障除去方法等の研究

評価方法が確立されていない不法投棄等の堆積廃棄物層の力学特性や環境特性について、学識経験者等と共同で研究する。

5) 汚染土壌の適正運搬、処理推進等調査業務

工場跡地等から搬出される汚染土壌について、適切な運搬・処理が行われるための方策等について検討する。

6) 適正処理推進支援業務

ア. 事業者向けの啓発活動として、産業廃棄物に関する実態や行政施策等に関する小冊子「誰でもわかる日本の産業廃棄物」を頒布する。

イ. 汚染土壌の適切な処理の推進のため、運搬事業者等に向けて法制度等に関する「汚染土壌運搬担当者講習会」を実施していたが、残土についても適切な取り扱いに関する情報提供が十分に行われていない状況にあるため、講習内容に残土の適正処理に関する事項を加えることとし、講習会名を「残土・汚染土壌運搬担当者講習会」に改めて実施する。

ウ. 産業廃棄物の適正処理推進上の問題になっていることが指摘されている末端の建設従事者を主な対象とした建設副産物の適正処理・リサイクルの徹底に向けた「産業廃棄物・汚染土壌排出者管理者講習会（産業廃棄物コース）」を実施する。

エ. 残土に廃棄物や有害物が混ぜられ造成地等に搬出される事例が目立ってきているうえ、残土の適切な処理に関する現場担当者への情報提供がほとんどなされていないことから、「産業廃棄物・汚染土壌排出者管理者講習会（残土・汚染土コース）」を実施する。

オ. 建設現場の最前線で活躍する従事者向けに廃棄物等の適切な処理方法を分かりやすく示す「知っておきたい建設現場のための廃棄物・汚染土壌・残土適正処理100」（仮称）を作成、頒布する。

2. PCB等有害廃棄物適正処理推進事業

(1) PCB関連調査業務

環境省等政府機関が調達するPCB関連調査委託業務等につき、積極的に受注を図る。今年度の調達案件としては、以下のような調査業務を予定している。

1) PCB廃棄物処理技術の評価及び基準化

申請されたPCB廃棄物の新たな処理技術について、原理・安全性及び実用性の観点から評価し、評価書を作成する。また、評価を終了した技術について必要に応じ基準化等の検討を行う。

2) 低濃度PCB廃棄物の適正かつ効率的な処理方策等に関する調査

低濃度PCB廃棄物、特に微量のPCBを含む変圧器等の適正かつ合理的な処理技術等に関する調査を行い、処理に必要な手順や課題等を取りまとめ、処理促進に資するための検討を行う。検討後の処理方法については必要に応じて実証試験を実施、得られた知見を現行の処理ガイドラインに反映して改訂する。

3) 低濃度PCB廃棄物の無害化処理に係る施設の評価

低濃度PCB廃棄物に係る無害化処理認定の申請を行おうとする施設等について、申請に係る事前相談、基準適合性評価、現地調査等を技術的な観点から行う。併せて、環境省が実施する無害化処理認定を受けた施設への立ち入り検査に対する支援を行う。

4) PCB廃棄物の適正保管及び早期処理に関する調査

PCB廃棄物の適正保管及び早期処理に向け、PCB廃棄物の未届出者の掘り起こし・登録促進施策の検討を行うとともに、産業廃棄物適正処理推進センター（PCB担当）を通じて、保管事業者及び関係事業者に対する適正な保管・処分に係るさらなる周知・指導を行う。

(2) 中間貯蔵・環境安全事業（株）PCB処理関連支援業務

中間貯蔵・環境安全事業（株）の次のPCB処理関連に係る業務等の支援を引き続き取り組む。

1) PCB廃棄物処理事業検討委員会関連業務

中間貯蔵・環境安全事業（株）が行うPCB廃棄物処理事業検討委員会、作業安全衛生部会、技術部会及び地域部会（事業部会）の実施及び討議内容に関して支援を行う。

2) 処理状況及び操業改善等検討支援業務

中間貯蔵・環境安全事業（株）各事業所における操業改善・処理効率化・労働安全衛生等の検討に関する技術的支援を行う。

3) 処理手間機器等対応検討支援業務

中間貯蔵・環境安全事業（株）における漏洩機器・小型電気機器・異質PCB等の処理に手間がかかる機器の処理の推進に関する技術検討支援を行う。

4) 大型機器搬出技術支援業務

中間貯蔵・環境安全事業（株）の処理施設への搬出・搬送困難な大型機器の処理促進の為、保管場所での現場抜油及び解体技術に関して技術的保管者支援を行う。

(3) PCB廃棄物適正保管支援業務

1) PCB廃棄物の保管者に対して、保管物の判別（PCB、微量PCB、非PCB）並びに漏洩物等についての応急対策等の支援業務を行い、PCB廃棄物の適正保管を支援する。

2) PCB廃棄物の保管者等に対して、処理施設への運搬や処理施設での処分が困難な微量PCBに汚染された大型変圧器の現場での液抜き・解体に係る支援を行う。

(4) 有害廃棄物処理技術に関する調査検討業務

・ アスベスト廃棄物無害化処理認定審査等支援業務

アスベスト廃棄物について、無害化処理認定申請の審査及び各種無害化処理技術の基準化等の検討を行う。

3. 災害廃棄物の適正処理検討等業務

東日本大震災によって生じた災害廃棄物については、引き続き被災地域におけるPCB廃棄物の実態把握及び関係区市に対する技術的助言、並びに適正な処理促進に資する周知・指導等を行う。また、原子力発電所の事故により発生した放射性物質に汚染された廃棄物等の中間貯蔵施設の建設及び管理等について検討支援を行う。

V その他関連業務

1. 産業廃棄物と環境を考える全国大会の開催（公1・公2・公3・公4）

本財団、（公社）全国産業廃棄物連合会及び（公財）日本産業廃棄物処理振興センター共催による第14回全国大会を開催する。

2. 廃棄物処理センター等全国担当者会議の開催（公1・公2・公3・公4）

不法投棄等支障除去、産業廃棄物処理業優良化推進事業、低濃度PCB廃棄物処理の取り組みの事例発表及び産業廃棄物の適正処理の推進に係る情報交換のため、全国の産業廃棄物行政担当者による会議を開催する。

3. 情報提供業務

(1) ウェブサイト「産廃情報ネット」の運用（公1・公2・公3・公4・法人）

産業廃棄物に関する総合サイトとして立ち上げた「産廃情報ネット」を運営

し、排出事業者及び処理業者に役立つ情報を発信するとともに、情報システムの運用管理に努め、システムの安定性・信頼性の向上を図るため、システム改善やソフトウェア等の導入を行う。

(2) 産廃振興財団NEWSの発行等(法人)

産業廃棄物に関するニュース、行政情報や技術情報等に関する特集、トピックス等を掲載した機関誌「産廃振興財団NEWS」を年4回発行するとともに、産業界の主要14業界が参加して情報交換等を行う産廃懇話会を開催する。